

クラブ会員規則

第1条（定義）

本会規則は「FLOW スポーツクラブ」（以下本クラブという）の会員ならびに本クラブに入会しようとする方に適用する。

第2条（目的）

本クラブは、本会規則に則り、本クラブ会員が本クラブの施設を利用し、心身の育成、健康維持、健康増進および会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条（管理運営）

本クラブのすべての施設は「株式会社 ゼネラル・マネジメント」（以下会社という）が経営し、会社は管理運営にあたる事務所を各施設内に置く。

第4条（会員制）

1. 本クラブは会員制とし、本会規則を承認し会社と契約し利用範囲に応じて諸施設を利用することができます。
2. 会員の本クラブの個別施設を構成する各種サービスゾーン（以下諸施設という）の利用範囲、条件および特典については別に定めることとする。
3. 会員は、本クラブ諸施設を利用時には、会員証を提示または預ける。

第5条（入会資格）

本クラブの入会資格は、以下の通りとし、その項目全てに該当する方とする。

- (1) 各会員制度において別途定める資格に該当する方。
- (2) 本クラブの諸施設の利用に堪え得る健康状態であることを会社に申告いただいた方。
- (3) 本会規則に同意した方。
- (4) 暴力団関係者でない方。
- (5) 過去に会社より除名等の通告を受けていない方。

第6条（入会手続き）

1. 本クラブの入会を希望する方は、以下に定める手続きを行い会社の承認を得ることにより、入会手続きが完了することとする。
 - (1) 本会規則を承諾の上、所定の申込書類により入会申込手続きを行う。
 - (2) 会員区分に従って第9条に定める諸費用等を会社に納入する。

2. 未成年の方が入会しようとするときは所定の申込書類により親権者の同意を得るものとする。この場合、親権者は自らの会員資格の有無に関わらず、本会規則に基づく責任を本人と連帯して負う。

第7条（諸手続き）

1. 会員は入会申込書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに会社へ通知し変更手続きを行う。
2. 会社より会員の住所あてに通知する場合は、会員から届け出のあった最新の住所あてに行い、通知の発送をもって通知の効力を有するものとする。
3. 料金体系の変更及び会員種類の変更は、変更開始月の前月25日までに来店し、所定の手続きを完了しなければならない。（変更手数料：3,000円）
4. 会員は、申込書・健康状態申告書・その他会社に提出する書類において、事実を告知するものとする。

第8条（個人情報保護）

会社は、会社の保有する会員の個人情報を、会社が別途定める個人情報保護方針にしたがって管理する。

第9条（会費・諸費用）

1. 会員区分毎の会費・諸費用は別に定める。
2. 本クラブはクラブの運営上必要と判断した場合、または経済情勢等の変動に応じて、会費・諸費用の金額を変更することができ、クラブ内掲示等において告知するものとする。
3. 会員は別に定める会費・諸費用納入期日までに、それぞれの会費・諸費用を所定の方法で会社に納入しなければならない。
4. 会員は実際の施設利用の有無にかかわらず、会員資格喪失までの会費・諸費用を納入しなければならない。
5. 会費・諸費用を滞納している会員は、施設利用をお断りすることとする。
6. 会社が受領した諸費用は、原則として返還しない。

第10条（会員資格の取得）

第6条の手続きが完了し、本クラブが発行する会員証を受け取り、手続き時に定めた利用開始日が到来したときに、会員資格を取得了るものとします。

第11条（会員資格の相続・譲渡）

本クラブの会員資格は他に貸与・相続・譲渡できない。

第12条（ビジター）

本クラブの一部の会員制度においては以下の条件を満たすことにより、会員以外の方（以下ビジターという）も、本クラブ諸施設を利用いただくことができます。

- (1) 会員の同伴。
- (2) 別に定める施設利用料の支払い。
- (3) 第14条の遵守。

第13条（その他会員以外の施設利用）

会社は、特に必要と認めた場合は、会員、ビジター以外の方の施設利用を認めることができます。

第14条（諸規則の遵守）

会員は本クラブ諸施設の利用にあたり、本会規則および施設内諸規則を遵守し、施設スタッフの指示に従う。また、施設内の秩序を乱す行為をしてはならない。

第15条（禁止事項）

会員は、館内にて次の行為をしてはならない。

- (1) 他の方や施設スタッフを誹謗、中傷すること。
- (2) 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束する等の暴力行為。
- (3) 大声、奇声を発したり、他の方や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
- (4) 物を投げる、壊す、叩くなど、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- (5) クラブの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し、施設内の落書きや造作。
- (6) 他の方や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。
- (7) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する等の迷惑行為。
- (8) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
- (9) 刃物など危険物の館内への持ち込み、ペットその他動物等の連れ込み。
- (10) 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
- (11) 高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み。
- (12) 許可なく本クラブ内を撮影すること。
- (13) 本クラブ内での喫煙。

第16条（損害賠償責任免責）

1. 会員が本クラブ諸施設の利用中、会員自身・または第三者が受けた損害に対して、会社は会社に故意にまたは重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負わない。ビジターについても同様とする。

2. 会員同士の間に生じた係争やトラブルについても、会社は会社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与しない。

3. 会員が本クラブの施設利用に際して会社または第三者に損害を与えた場合、または本クラブの施設・設備等を故意に損壊・紛失した場合は、速やかにその賠償の責めに任ずるものとする。

第17条（会員資格喪失）

会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利をも喪失する。その場合速やかに会員証を返還しなければならない。但し、諸費用は返還しないものとする。

- (1) 第18条に定める退会を申し出、会社がこれを承諾したとき。
- (2) 第19条により除名されたとき。
- (3) 会員本人が死亡したとき。
- (4) 第20条により入会手続きをした施設の全部を閉鎖したとき。
- (5) 法人会員においては、法人会員契約の終了・変更により会員資格を喪失したとき。
- (6) 破産・民事再生・会社清算・個人清算の申立があつたとき。

第18条（退会）

会員は自己都合により退会するときは、やむを得ない場合を除き必ず本人が、会社が定めた期日までに、会社所定の書面により手続きを完了しなければならない。会社は退会手続きが完了するまで、諸費用を請求する権利を有する。

会員は未払いの料金がある場合、完納しなければならない。また、会員は、理由のいかんにかかわらず、退会届提出日から退会日までの期間の会費及び諸費用の返還を求めるることはできない。

第19条（会員除名）

次の各号に該当する場合、会社はその会員を本クラブから除名す

ることができる。

- (1) 第5条の入会資格を喪失したとき。
- (2) 本クラブの会則および諸規則に違反したとき。
- (3) 他の方や施設スタッフを誹謗、中傷し、本クラブに被害の届け出があったとき。
- (4) 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束する等の暴力行為があったとき。
- (5) 大声、奇声を発したり、他の方や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為があったとき。
- (6) 物を投げる、壊す、叩くなど、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為があったとき。
- (7) クラブの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品を持ち出したとき。
- (8) 他の方や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為があり、本クラブに届出があったとき。
- (9) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する等の迷惑行為があり、業務に支障を來したとき。
- (10) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為があったとき。
- (11) 刃物など危険物を館内へ持ち込んだとき。
- (12) 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動を行い、施設スタッフの中止勧告に従わないとき。
- (13) 諸費用の支払いを連続して二ヶ月怠ったとき。
- (14) 法令に違反したとき。
- (15) その他会社が本クラブ会員としてふさわしくないと判断したとき。
- (16) 本クラブまたは会社の名誉を傷付け、秩序を乱したとき。
- (17) 諸費用の支払いを怠ったとき。

第20条（施設の一時的閉鎖・一時的休業）

次の各号に該当するとき、会社は、諸施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができる。それが予定されている場合は、原則として一ヶ月前までに会員にその旨を告知する。但しこれにより会員の会費支払義務が軽減されたり免除されることはない。

- (1) 気象灾害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき。
- (2) 施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ないとき。
- (3) 定期休業等による場合。
- (4) その他重大な事由によりやむを得ないとき。

第21条（利用の禁止）

次の各号に該当するときは施設利用を禁止することとする。

- (1) 暴力団関係者である場合。
- (2) 刺青、タトゥーがあるとき。
- (3) 他人に伝染するおそれのある疾病を有する場合。
- (4) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する場合。
- (5) 過去に会社より除名の通告を受けていた場合。
- (6) 飲酒やその他、正常な施設利用ができないと会社が判断したとき。

第22条（利用の一部制限）

次の各号に該当するときは施設利用を一部制限します。

- (1) 飲酒等により、正常な施設利用ができないと会社が判断したとき。
- (2) 医師から運動、入浴等を禁じられているとき。
- (3) 妊娠しているとき。
- (4) その他、正常な施設利用ができないと会社が判断したとき。

第23条（諸費用の変更ならびに運営システム変更について）

1. 会社は、本会則に基づいて会員が負担すべき諸費用について会社が必要と判断したときは変更することができる。
2. 前項同様に施設運営システムを、会社が必要と判断したときは変更することができる。
3. 前2項を変更するとき、会社は一ヶ月前までに、事前にこれを告知する。
4. 法人会員においては、法人会員契約の変更により諸費用等が変更になるとき、会員はそれに従う。

第24条（会則の改訂）

会社は、会則等の改訂を行うことができる。なお、改訂を実施するときは、会社は予め告知し、改訂した会則等の効力は全会員に及ぶものとする。

ぶものとする。

その他、本会則に定めない本クラブ運営事項については、別途定める規則により、会社及び施設スタッフの指示に従うものとする。

第25条（告知方法）

本会則における会員への告知方法は、施設内への掲示とします。

第26条（附則）

この会則は、2010年10月1日より適用する。

株式会社 ゼネラル・マネージメント